

## 2026年度イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金 交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）は、この要綱に定めるところにより、徳島県東部圏域15市町村（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下、「域内」という。）を訪れる旅行商品について、予算の範囲内で助成金を交付することで、徳島東部圏域への誘客と域内での周遊を促し地域経済の活性化につなげる。

(助成対象者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容及び助成額)

第3条 助成内容及び助成額は次のとおりとする。

内 容	助成額
① 域内における宿泊に係る費用 （域内の事業者が提供する有料観光コンテンツ（体験含む）や飲食施設での食事について、複数市町村にわたり、2か所以上組み込んだ旅行商品であること）	1名あたり3,000円/泊 （上限：人数20名、泊数2泊） 添乗員は助成対象としない
② 域内交通事業者が提供する従たる移動手段（マイクロバス、タクシー等）に係る費用 （域内において宿泊し、かつ域内の観光コンテンツ（無料含む）を利用する旅行商品であること）	助成率2/3（上限5万円） 助成額は千円単位とする。

※①において、1旅行商品あたりの助成金の上限額は12万円とする。

①と②を併用して利用することもできるが、この場合の上限額も12万円とする。

※「従たる移動手段」とは、大型・中型バスで域内まで移動した後、また航空機やJR、高速バス等で現地集合後、当該域内へ出発の際に、目的地までの道幅が狭いなどの理由により、分乗して向かう必要がある場合などに手配するマイクロバスやジャンボタクシー等を想定する。

(助成の要件)

第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推

進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が交付決定したものを対象とする。

- (1) 原則として新規に造成した旅行商品であること。
- (2) 日本国内に本店又は支店を有する旅行会社（インバウンド取扱旅行会社含む）が企画し、参加者が2名以上の旅行商品であること。
- (3) 宿泊事業者や交通事業者に対し本助成を利用する旨を事前に説明すること
- (4) 旅行会社は機構が用意する Google フォームアンケートに回答すること
- (5) コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等に該当する旅行商品は対象外とする。
- (6) 募集に当たっては、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載し機構のロゴマークを表示すること。
- (7) 次の①または②に該当する旅行商品であること。
  - ① 域内で1泊以上宿泊し、域内の事業者が提供する有料観光コンテンツ（体験含む）や、食品衛生法に基づく飲食店もしくは喫茶店の営業許可を取得し営業している施設での飲食について、複数市町村にわたって2か所以上組み込んだ旅行商品であること。
  - ② 域内で1泊以上宿泊し、域内の観光コンテンツ（無料含む）を利用するため、従来の移動手段をとまなう旅行商品であること。
- (8) 同一旅行会社からの申請は、3件を上限とする。

（助成の申請期間等）

第5条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
令和8年4月9日から 令和9年2月28日まで	令和8年4月11日から 令和9年3月19日まで

- 2 助成は予算の範囲内で交付することとし予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。
- 3 8月8日～8月16日、12月27日～1月4日を対象除外日とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は必要な条件を付して速やかに交付決定を行い、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下、「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定を受けた事業(以下、「助成事業」という。)の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金変更(中止)承認書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和9年3月25日のいずれか早い日までに、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは助成金の額を確定し、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金交付確定通知書(様式第6号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月9日から適用する。